

佐賀保健指導支援ステーション人材登録要領

1 目的

特定保健指導業務の人材確保に寄与することを目的に、当該業務に従事することを希望する者の登録と情報提供を行います。

2 人材登録対象者

- ① 佐賀保健指導支援ステーション（以下「ステーション」という。）が実施した特定保健指導研修修了者
- ② ステーション以外の団体等が、厚生労働省が示している「健診・保健指導の研修ガイドライン」に準拠して実施した研修の修了者

3 人材登録申込み手続き

人材登録は、人材登録届（別紙様式）に必要な事項を記入して、郵送によりステーションへ提出することにより登録を申し込んでください。

人材登録届は、（公財）佐賀県総合保健協会のホームページからダウンロードすることもできます。

なお、登録いただいた後は、毎年1回、登録内容の確認のため、ステーションからご本人に照会させていただきます。

4 登録申込及び問合せ先

〒840-0815

佐賀市天神一丁目4番15号 佐賀総合保健協会内

佐賀保健指導支援ステーション

電話 0952-25-2320

5 登録情報の活用

ステーションは、毎年12月に最新の登録情報に更新した上で、ステーション運営委員会の委員である市町に人材登録情報を送付します。

6 人材登録情報の管理

ステーションは、人材登録名簿等の個人情報漏洩しないよう適正に管理するとともに、特定保健指導事業での人材確保の目的のみに登録情報を活用するものとし、ステーション運営委員会委員の所属する団体及び当該団体から委託を受けた者以外の者には人材登録情報を提供しません。